



2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相 浦 一 成
 (コード：3769 東証プライム)
問合せ先 取締役副社長 村 松 竜
 (TEL. 03-3464-0182)

業績連動型株式報酬制度の再開および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2013 年 9 月期から導入している当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）ならびに常務以上の執行役員（取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を一部改定の上で再開することとし、これに関する議案（以下「本議案」という。）を本年 12 月 14 日に開催予定の 2025 年 9 月期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の再開について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、当社の持続的な業績の向上と企業価値の増大に対する取締役等の貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定しました。（注）。
- (2) 当社は、2013 年 9 月期より本制度を導入しておりましたが、2023 年 9 月期から 2025 年 9 月期までは当社経営計画等を踏まえた本制度の見直し等を行っていたため本制度に基づく報酬は支給しませんでした。本制度の再開および一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用しています。BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、業績目標の達成度等に応じて、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。毎年の業績目標の達成度等に応じた株式が交付される中長期のインセンティブ・プランであり、取締役等が中長期的な視点で株主の皆様との利害意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。2026 年 9 月期以降の本制度の再開にあたっては、本制度を一部改定（後述）のうえ、設定済みの BIP 信託の信託期間を延長します。

(※) 当社では、役員報酬の妥当性および決定プロセスの透明性を担保するため、委員長および委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しており、本制度の再開および一部改定は、指名報酬委員会の審議を経ております。

(注) 本議案が承認可決されますと、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から固定報酬である「基本報酬」のみで構成されます。

2. 本制度の一部改定について

本制度の再開にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定します。なお、以下に記載する内容を除き、現行の本制度の内容を維持いたします。

① 対象期間および信託期間

再開後の本制度は、連続する3事業年度（2026年9月末日で終了する事業年度から2028年9月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間において合計500百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託を設定します。なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。

② 本信託に拠出される信託金の上限額および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の上限額および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、本株主総会で決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の上限額 500 百万円

本信託における取得株式数の上限 60,000 株（1 事業年度あたり 20,000 株）

本信託に拠出する信託金の上限額は、現在の当社の取締役等の基本報酬および賞与等を考慮し、信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額として算出しています。

取得株式数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

③ 当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たす取締役等に対して本制度から当社株式等の交付等を行う場合には、当該取締役等は、累積されたポイント数（既に付与されたポイントを含む。）の一定割合に相当する当社株式の交付を受けるとともに、残りのポイント数に相当する当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合、その時点までに累積されたポイント数（既に付与されたポイントを含む。）に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

④ 当社株式等の交付等の時期

取締役等が本制度から当社株式等の交付等を受ける時期はこれまで取締役等の退任時としていましたが、株主の皆様との利害意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的に、取締役等がその在任中に自社株式を保有することができるよう、2026 年 9 月期以降の本制度においては、連続する 3 事業年度からなる本制度の対象期間（本制度改定後の当初対象期間は 2026 年 9 月末日で終了する事業年度から 2028 年 9 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度とし、本制度を再度継続する場合には以降の 3 事業年度）の終了時とします。

なお、既に本制度から付与されたポイントについては、従前同様に、原則として取締役等の退任時に当該ポイント数に相当する数の当社株式の交付を受けるものとします。

（ご参考）信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2013 年 2 月 8 日
⑧信託の期間	2013 年 2 月 8 日～2029 年 2 月末日（2026 年 2 月 17 日付の信託契約の変更により延長予定）
⑨制度開始日	2013 年 2 月 8 日（2013 年 9 月末日から基準ポイント数の付与を開始）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	500 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	2026 年 2 月 20 日（予定）～2026 年 2 月 25 日（予定）
⑭株式の取得方法	取引所市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上